

民間建設工事標準請負契約約款（甲）
新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

改正後	改正前
建設工事請負契約書 (略)	建設工事請負契約書 (略)
一、工事名	一、工事名
二、工事場所	二、工事場所
三、工期	三、工期
着手 令和 年 月 日	着手 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日	完成 令和 年 月 日
引渡 令和 年 月 日	引渡 令和 年 月 日
四、工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯	四、工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯
[注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。	[注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。
五、請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)	五、請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)
[注] () の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。	[注] () の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。
六、支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。 この契約成立のとき 部分払 (〇月ごとに出来高に相当する額 (ただし、既支払額を控除する。))) 支払請求締切日 完成引渡のとき	六、支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。 この契約成立のとき 部分払 (〇月ごとに出来高に相当する額 (ただし、既支払額を控除する。))) 支払請求締切日 完成引渡のとき
[注] 〇の部分には、たとえば、二、三等と記入する。	[注] 〇の部分には、たとえば、二、三等と記入する。
七、調停人	七、調停人
[注] 発注者及び受注者が調停人を定めない場合には、削除する。	[注] 発注者及び受注者が調停人を定めない場合には、削除する。
八、その他	八、その他
[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (平成十九年法律	[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (平成十九年法律

第六十六号) 第二条第五項に規定する特定住宅瑕疵担保責任の履行を確保するため、同条第六項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結する場合には、(1) 保険法人の名称、(2) 保険金額、(3) 保険期間をそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項第十三号に掲げる事項があるときは、その内容を記入する。

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましい。建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが困難な場合にも、発注者は、受注者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが求められる。

この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 解体工事に要する費用、(2) 再資源化等に要する費用、(3) 分別解体等の方法、(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

部分使用の有無、部分引渡しの有無、仲裁合意の有無について、必要に応じて記入する。

(略)

第六十六号) 第二条第四項に規定する特定住宅瑕疵担保責任の履行を確保するため、同条第五項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結する場合には、(1) 保険法人の名称、(2) 保険金額、(3) 保険期間をそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項第十三号に掲げる事項があるときは、その内容を記入する。

(新設)

この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 解体工事に要する費用、(2) 再資源化等に要する費用、(3) 分別解体等の方法、(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

部分使用の有無、部分引渡しの有無、仲裁合意の有無について、必要に応じて記入する。

(略)